

Q. 税務調査を実施する場所を考慮してもらうことはできるのでしょうか？

「税務調査は受けなければならないことはわかる、しかし弊社は店なので、調査官が座ったりする場所がないのですが、どう対応すればいいですか？」

確かに、**税務調査となったら社長が悩むのは、税務調査を受ける場所の問題**です。会議室が1つしかなければ、そこを占拠されてしまうと、お客様・取引先が来社したときに対応できません。特に店舗を経営されていると、そもそも会議室なんて無いわけで、どこで税務調査を受ければいいのか途方にくれるときもあります。

さて、税務調査を受ける場所は、法律上明確に定めがありません。ですから法律上は、どこで税務調査を受けてもいいことになります。しかし、税務調査とは会社の帳簿類を見もらうことが必要になりますから、**帳簿類を保管している場所=税務調査を受ける場所**になります。

しかし、会社で帳簿類を保管しているのだが、会社で税務調査を受けることが実質的にできないような場合には、**帳簿類を税理士事務所に移送して、そちらで税務調査を受ける、また帳簿類を持参して税務署で税務調査を受ける**ということが考えられます。「会社で税務調査を受けることが実質的にできないような場合」とは、具体的に下記のような場合が考えられます。

- ・会社が店舗で、税務調査を受けるような場所がない
- ・お客様の出入りが多く、税務調査を見られたくない
- ・帳簿類の保管は税理士に任せている

実際にこのようなケースがありました。商業ビルのテナントに入っている小売業で、売り出しセール真っ最中に、無予告の税務調査が入りました。当然、売り場はセール目当てのお客さんで大混雑していますし、高価な家賃を支払っている売り場なので、帳簿を広げたり、質問を受けたり、電卓で計算するようなスペースもありません。この案件については後日、場所も改めてということになりました。

調査官も当然ながら、上記のような事情があるのであれば、会社内で絶対に税務調査をしたい、という特別な事情がない限り、**場所の変更は受入れてくれる**ものです。

事情があるなら、申し訳ないと思わずに、きちんと調査官に伝えれば場所の変更などは問題ないのです。

(平成25年9月掲載：この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。)